

第 2 章 計画の運用

第 1 計画の修正

この計画は、法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

各防災関係機関は、修正の必要があると認めるときは、関係ある事項について、豊中市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第 2 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び大阪府地域防災計画と整合性を有するものである。

第 3 計画の習熟

当市各部局及び防災関係機関等は、平素から防災に関する教育・研修、訓練、調査・研究等によって、この計画の習熟に努める。

また、災害対策の総合的な推進を図るため、この計画内容について、市民等への十分な周知・広報を図る。